

## 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部における決定事項について

令和2年5月7日に開催した第6回武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 市内小・中学校の教育活動について

##### (1) 臨時休業の期間について

緊急事態措置期間が終了するまで

##### (2) 児童の居場所の確保について

臨時休業期間中は実施しない。

##### (3) その他の対応について

###### ① 学習課題の配布

教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭での学習課題を課すため、学習課題配布日を設定する。

###### ② 児童生徒の心身の状況の把握

学級担任等からの電話等を通じて、児童生徒の心身の健康状態を定期的に把握する。

###### ③ 段階的な分散登校の実施

感染防止対策を講じた上で、段階的な分散登校を実施する。実施時期については、感染状況を踏まえて判断する。

#### 2 その他の決定事項について

市内小・中学校の教育活動に係る部分を除く公共施設等の休館等の取扱いほかについては、令和2年4月27日に開催した第5回武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部における決定事項のとおりとする（令和2年4月27日付広資料第24号参照）。